

平成 16 年 5 月 28 日政治倫理条例に関する懇談会会議要録

- 1 事務局次長が、机上配付資料「平成 16 年度地方自治経営学会研究大会」を説明した。
- 2 「議会の役割、議員の役割について」を議題として、議論した。
 - ・ 会長が委員の了承をえて、議会の権限と役割を対比した私的メモを示し、議論の方向性を整理した。
 - ・ 資料の中で、議員の権限は請願書提出の紹介だけでなく、議会の権限に書いてあることもやっている。
 - ・ 会長の資料は、参考資料として配付されたものである。
 - ・ 地方分権を進めていくこと、住民参加、情報公開が地方自治の成熟度である。
 - ・ 議員の役割は、生活者の立場から安全で住みよい区をつくり、区民が改善してほしいことを解決することである。
 - ・ どのくらいの有権者が投票したかがカギである。投票率向上は議会の義務である。区民の権利は極めて低い。議員の解職請求も有権者の 3 分の 1 以上であり、政治倫理条例を作ることは重いということの認識がないのではないか。
 - ・ 議員の権利を住民のために行使するのではなく、権限が悪用されることは避けなければならない。議員の発意でこの会が設けられている。議論を深めていけば課題は解決する。
 - ・ 請願と陳情との違いが分かりにくい。区長は透明性を高めていくと言っているが、議員が個人として情報公開しているものはあるか。
 - ・ 議会に陳情しやすいように、倫理条例に盛り込むべきである。
 - ・ 議員は説明責任を果たすべきである。
 - ・ 相談窓口は区、議会にある。住民は議会にはなかなか行かない。議会にも発案権があり、議会を通して住民の要求が反映されることが強まればよい。
 - ・ 国会や都レベルは法律で資産公開が義務づけられている。地方議会にそれが無いのは、プライバシーがもろに漏れてしまうので、このことについては突っ込んだ議論をしなければいけない。議員は区民相談をやっているか。
 - ・ いろいろな声を吸い上げる工夫を条例に書き込むことがよい。
 - ・ 資産公開は、見られているという抑止効果がある。
 - ・ 政治の不正、腐敗は避けられない。きちんとした対応をすべきである。危機的な状況にあると考える。
 - ・ 住民参加、住民自治の成熟は、議会側だけでなく住民の努力が必要である。
 - ・ 住民が区政に参加できる制度が、この条例に盛り込むことができればよい。
 - ・ 財政の問題、計画行政の取入れ等により、議会の発言の場がだんだん無くなっている。

- ・ 住民参加の場は選挙であり、投票率の低下は議会制民主主義のNOとの表れである。政治総体に対する意識の表れである。
- ・ 住民は情報も少なく、地方政治を知らない。住民参加が基本であり、情報提供は不可欠である。意思形成過程の情報を主体的に提供することが不十分である。
- ・ 地方自治は地方政治か地方行政か、小さい自治体ほど行政の方に力点が置かれる。議会をどのように復権したらよいかである。倫理については議論を重ねることによって認識は深まってくる。個人の倫理が論点になる。
- ・ べからず集ではなく、役割、行動を盛り込み、律する規範をつくる、ルールの体系ができればよい。
- ・ 分かりやすいものを作るべきである。禁止型か理念型かはバランスの問題である。
- ・ 区の不祥事の資料をもらいたい。
(次回、事務局から提出することとする。)
- ・ 海外の資料があればほしい。
(後日、会長が調査して提出することとする。)

3 次回の議題

「議員個人の役割と倫理(責任)について」を議題とする。

4 次回、6月4日午前10時に開催することを確認した。